令和 年 月 日

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

高崎市立南八幡幼稚園 園長 神保 直美

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、<u>登園</u>にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、幼稚園へ提出をお願いします。

保護者が記入

園長 様

インフルエンザにおける療養報告書

			組	番 氏名	
1	診断を受けた医療機関:				
2	診断日: 令和 年 月	日(診断型:A 型	B 型	不明)	※いずれかに○をつけてください。
3	登園再開日: <u>令和 年 月</u> (登園再開には下記の出)		と2の	両方を満た	す必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。<出席停止期間のめやす表>にて確認してください。

出席停止期間の基準						
1	発熱等の症状が出た日 (発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。					
	→ 発症日 :月					
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日(幼児にあっては3日)を経過している。					
	⇒ 解熱した日: <u>月 日</u>					

上記のとおり相違ありません。

<u>令和 年 月 日 保護者氏名______</u>